

過疎地域への配慮等の例

平成30年11月5日

平成30年度第3回過疎問題懇談会

過疎地域への配慮等の例（①過疎法第16条～第20条）

| 条文 | 所管 | 措置の種類 | 措置の名称・事業名 | 内容 |
|-----------------------------|-------|-------|--|---|
| 第16条 第17条 (医療の確保) | 厚生労働省 | 予算措置 | 医療提供体制施設整備交付金 (医療施設近代化施設整備事業) | 過疎地域を含む条件不利地域を対象とした、日本赤十字社等が行う、円滑な事業承継を行うための診療所の施設整備に係る経費への補助 |
| | 厚生労働省 | 予算措置 | 医療施設運営費等補助金 (へき地保健医療対策費:へき地診療所運営事業等) | 都道府県等が行う、無医地区を含むへき地における医療の提供など支援事業を実施する医療機関等の運営に必要な経費への補助 |
| | 厚生労働省 | 予算措置 | 医療施設等施設整備費補助金 (へき地診療所施設整備事業等) | 都道府県等が行う、無医地区を含むへき地に設置されるへき地診療所等の施設整備に必要な経費への補助 |
| | 厚生労働省 | 予算措置 | 医療施設等設備整備費補助金 (へき地診療所設備整備事業等) | 都道府県等が行う、無医地区を含むへき地に設置されるへき地診療所等の設備整備やへき地患者輸送車(艇)等の設備整備等に必要な経費への補助 |
| 第18条 第19条 (高齢者の福祉の増進) | 厚生労働省 | 予算措置 | 地域医療介護総合確保基金 介護施設等の整備に関する事業 | 過疎地域を含む条件不利地域を対象とした、都道府県等が行う、生活支援ハウスの整備に関する経費への補助 |
| 第20条 (交通の確保) | 国土交通省 | 予算措置 | 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金 (地域公共交通確保維持改善事業) | 過疎地域を含む条件不利地域を対象とした、一般乗合旅客自動車運送事業者等が行う、地域間交通ネットワークに接続するバス交通、デマンド交通を確保するための運行経費等に要する経費への補助 |
| | 国土交通省 | 行政措置 | 自家用有償旅客運送制度 | 過疎地域等での輸送について、それらがバス・タクシー事業によっては提供されない場合に、国土交通大臣の登録を受けた市町村やNPO等が自家用車を用いて有償で運送できることとする制度 |

過疎地域への配慮等の例（②過疎法第21条～第23条）

| 条文 | 所管 | 措置の種類 | 措置の名称・事業名 | 内容 |
|------------------------------|-------|-------|------------------------------------|--|
| 第21条 (情報の流通の円滑化及び通信体系の充実) | 総務省 | 予算措置 | 地域ケーブルテレビネットワーク整備事業 | 過疎地域を含む条件不利地域を対象とした、市町村等が行う、ケーブルテレビ網のループ化等に要する経費(条件不利地域においては、ループ化等と同時に行う、老朽化した既設ケーブルテレビ網の更改に要する経費)への補助 |
| | 総務省 | 予算措置 | ケーブルテレビネットワーク光化促進事業 | 過疎地域を含む条件不利地域を対象とした、市町村等が行う、ケーブルテレビネットワークの光化等に要する経費への補助 |
| | 総務省 | 予算措置 | 無線システム普及支援事業費等補助金(携帯電話等エリア整備事業) | 過疎地域を含む条件不利地域を対象とした、市町村が行う、携帯電話等の基地局等整備事業に要する経費への補助 |
| | 総務省 | 予算措置 | 無線システム普及支援事業費等補助金(公衆無線LAN環境整備支援事業) | 過疎地域を含む条件不利地域を対象とした、地方公共団体等が行う、公共的な防災拠点(避難所、官公署等)におけるWi-Fi環境整備事業に要する経費への補助 |
| | 総務省 | 予算措置 | 情報通信基盤整備推進補助金 | 過疎地域を含む条件不利地域を対象とした市町村等が行う、地域の活性化を図っていく上で重要・必要不可欠な光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤の整備に要する経費への補助 |
| 第22条 (教育の充実) | 文部科学省 | 予算措置 | 公立学校施設整備費(統合に伴う公立の小中学校等施設の新増築等) | 過疎地域の市町村が行う、学校教育の機会均等の確保と水準の維持向上を図るための公立学校建物の施設整備に要する経費への補助率を1/2、1/3から5.5/10へ嵩上げ |
| 第23条 (地域文化の振興等) | 文部科学省 | 予算措置 | 国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金 | 過疎地域の市町村が行う、文化財の保存・伝承等のための各種事業に要する経費への補助率を1/2から6.5/10へ嵩上げ |

過疎地域への配慮等の例（③過疎法第24条～第25条）

| 条文 | 所管 | 措置の種類 | 措置の名称・事業名 | 内容 |
|----------------------------|-------|-------|------------|--|
| 第24条 (農地法等による処分についての配慮) | 農林水産省 | 行政措置 | 計画計上時の事前調整 | 過疎対策事業として集落整備、産業振興の観点から農地の転用又は権利移転等を必要とする場合があるので、市町村計画に定める用途に供するための農地等の処分については、計画の策定及び実施に際して都道府県知事等と調整を図り、農地の権利の設定、移転、転用等が円滑に行われるよう配慮している。 |
| 第25条 (国有林野の活用) | 林野庁 | 行政措置 | 国有林野の活用 | ・過疎地域について、市町村計画の実施が促進されるよう、当該市町村及び住民に対する国有林野の売払い、貸付け・使用等について配慮している。 |

過疎地域自立促進特別措置法における特別措置の規定 1

(医療の確保)

第十六条 都道府県は、過疎地域における医療を確保するため、都道府県計画に基づいて、無医地区に関し次に掲げる事業を実施しなければならない。

- 一 診療所の設置
- 二 患者輸送車(患者輸送艇を含む。)の整備
- 三 定期的な巡回診療
- 四 保健師による保健指導等の活動
- 五 医療機関の協力体制の整備
- 六 その他無医地区の医療の確保に必要な事業

2 都道府県は、前項に規定する事業を実施する場合において特に必要があると認めるときは、病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、次に掲げる事業につき、協力を要請することができる。

- 一 医師又は歯科医師の派遣
- 二 巡回診療車(巡回診療船を含む。)による巡回診療

3 国及び都道府県は、過疎地域内の無医地区における診療に従事する医師若しくは歯科医師又はこれを補助する看護師の確保その他当該無医地区における医療の確保(当該診療に従事する医師又は歯科医師を派遣する病院に対する助成を含む。)に努めなければならない。

4 都道府県は、第一項及び第二項に規定する事業の実施に要する費用を負担する。

5 国は、前項の費用のうち第一項第一号から第三号までに掲げる事業及び第二項に規定する事業に係るものについて、政令で定めるところにより、その二分の一を補助するものとする。ただし、他の法令の規定により二分の一を超える国の負担割合が定められている場合は、この限りでない。

過疎地域自立促進特別措置法における特別措置の規定 2

(医療の確保)

第十七条 国及び都道府県は、過疎地域における医療を確保するため、過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて前条第一項各号に掲げる事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるよう適切な配慮をするものとする。

(高齢者の福祉の増進)

第十八条 都道府県は、過疎地域における高齢者の福祉の増進を図るため、市町村計画に基づいて行う事業のうち、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の二第三項に規定する便宜を供与し、あわせて高齢者の居住の用に供するための施設の整備に要する費用の一部を補助することができる。

2 国は、予算の範囲内において、都道府県が前項の規定により補助する費用の一部を補助することができる。

3 国は、過疎地域における高齢者の福祉の増進を図るため、都道府県が都道府県計画に基づいて第一項に規定する施設の整備をしようとするときは、予算の範囲内において、当該整備に要する費用の一部を補助することができる。

第十九条 国は、過疎地域における高齢者の福祉の増進を図るため、過疎地域の市町村が市町村計画に基づいて高齢者の自主的活動の助長と福祉の増進を図るための集会施設の建設をしようとするときは、予算の範囲内において、当該建設に要する費用の一部を補助することができる。

(交通の確保)

第二十条 国及び地方公共団体は、過疎地域における住民の生活の利便性の向上等を図るため、地域住民の生活に必要な旅客輸送の安定的な確保について適切な配慮をするものとする。

過疎地域自立促進特別措置法における特別措置の規定 3

(情報の流通の円滑化及び通信体系の充実)

第二十一条 国及び地方公共団体は、過疎地域における住民の生活の利便性の向上、産業の振興、地域間交流の促進等を図るため、情報の流通の円滑化及び通信体系の充実について適切な配慮をするものとする。

(教育の充実)

第二十二条 国及び地方公共団体は、過疎地域において、その教育の特殊事情にかんがみ、学校教育及び社会教育の充実に努めるとともに、地域社会の特性に応じた生涯学習の振興に資するための施策の充実について適切な配慮をするものとする。

(地域文化の振興等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、過疎地域において伝承されてきた文化的所産の保存及び活用について適切な措置が講ぜられるよう努めるとともに、地域における文化の振興について適切な配慮をするものとする。

(農地法等による処分についての配慮)

第二十四条 国の行政機関の長又は都道府県は、過疎地域内の土地を市町村計画に定める用途に供するため農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該地域の自立促進が図られるよう適切な配慮をするものとする。

(国有林野の活用)

第二十五条 国は、市町村計画の実施を促進するため、国有林野の活用について適切な配慮をするものとする。